

|                  |                  |
|------------------|------------------|
| 資 料 提 供          |                  |
| 平成 2 5 年 9 月 4 日 |                  |
| 担 当 課<br>(担 当 者) | 財 政 課<br>( 亀 井 ) |
| 電 話              | 0857-26-7043     |

## 平成 2 5 年 9 月 定例 県 議 会 付 議 案

- 議案第 1 号 平成 2 5 年度 鳥 取 県 一 般 会 計 補 正 予 算**  
**議案第 2 号 同 鳥 取 県 営 電 気 事 業 会 計 補 正 予 算**  
**議案第 3 号 同 鳥 取 県 営 病 院 事 業 会 計 補 正 予 算**

### **議案第 4 号 鳥 取 県 附 属 機 関 条 例 の 設 定 に つ い て ( 業 務 効 率 推 進 課 )**

近年、要綱等により設置された私的諮問機関について、当該機関の委員への報償費等の支出に対する住民訴訟等において、違法の判示がなされている状況を踏まえ、県行政に関し調査審議を行う審議会等を条例に基づく附属機関とするものである。

(概 要)

- ①知事又は教育委員会の附属機関として、鳥取県教育協働会議など 327 の機関を設置する。
- ②設置期間が 1 年未満の附属機関については、あらかじめ機関の名称等必要な事項を告示することにより設置することができることとする。
- ③法律又は他の条例に特別の定めのあるもののほか、附属機関の組織及び運営について必要な事項を定める。

[公布施行]

### **議案第 5 号 鳥 取 県 手 話 言 語 条 例 の 設 定 に つ い て ( 障 が い 福 祉 課 )**

ろう者とりょう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現するため、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及に関し基本理念を定め、県、市町村、県民及び事業者の責務及び役割を明らかにするとともに、手話の普及のための施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項を定めるものである。

(概 要)

- ①手話は、独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな社会生活を営むために大切に受け継いできたものであることを理解しなければならない。
- ②手話の普及は、ろう者とりょう者以外の者が相互の違いを理解し、その個性と人格を互いに尊重することを基本として行わなければならない。
- ③県は、市町村等と連携して、ろう者が日常生活等を営む上で障壁となるような一切のものの除去について必要かつ合理的な配慮を行うとともに、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備を推進するものとする。併せて、県民及び事業者の役割を定める。
- ④県は、鳥取県障害者計画において、手話が使いやすい環境を整備するために必要な施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。また、手話を用いた情報発信に努めるものとする。
- ⑤ろう児が通学する学校の設置者は、手話を学び、かつ、手話で学ぶことができるよう、教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ⑥その他、手話を普及するための施策について定める。
- ⑦鳥取県障害者計画に定める施策について知事に意見を述べること等を行う鳥取県手話施策推進協議会を設置する。

[公布施行]

## 議案第 6号 鳥取県民生委員定数条例の設定について（長寿社会課）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、民生委員法の一部が改正され、民生委員の定数は都道府県の条例で定めるとされたことに伴い、民生委員の定数を定めるものである。

[平成 25 年 12 月 1 日施行]

## 議案第 7号 鳥取県固定資産評価審議会条例等の一部改正について（税務課）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、審議会の委員の定数等を地方公共団体が定めるとされたことに伴い、関係する条例について所要の改正を行うものである。

(概 要)

| 審議会等の名称        | 条例に規定する事項                            | 条例に規定する事項の内容  |   |
|----------------|--------------------------------------|---|---|
|                |                                      | 現行  | 改正後   |
| ア 鳥取県固定資産評価審議会 | 委員の数                                 | (12 人以内)  | 9 人以内   |
| イ 鳥取県社会福祉審議会   | 委員の数                                 | (35 人以内)  | 26 人以内  |
| ウ 鳥取県介護保険審査会   | 公益を代表する委員の数                          | 15 人  | 9 人   |
|                | 介護認定等に関する処分に対する審査請求を取り扱う合議体を構成する委員の数 | (3 人)   | 3 人   |
| エ 鳥取県青少年問題協議会  | 委員の任命の基準                             | (議会の議員、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから任命)                  | 学識経験のある者のうちから任命                                   |
|                | 会長となる者                               | (知事)  | 委員の互選   |
|                | 委員の数                                 | 25 人以内  | 20 人以内  |
| オ 鳥取県麻薬中毒審査会   | 委員の数                                 | (5 人)   | 5 人以内   |
| カ 鳥取県交通安全対策会議  | 委員のうち部内の職員の数                         | 7 人   | 5 人   |
|                | 委員のうち知事が必要と認めて任命する者の数                | —   | 5 人   |
|                | 委員のうち知事が必要と認めて任命する者の任期               | —   | 2 年   |
| キ 鳥取県土地利用審査会   | 委員の数                                 | (7 人)   | 7 人   |
| ク 鳥取県社会教育委員    | 委員の委嘱の基準                             | (学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱) | 学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱 |
| ケ 鳥取県留置施設視察委員会 | 委員の任期                                | (1 年)   | 1 年   |

備考 ( ) 内は、法令に規定されていた内容である。

[平成 26 年 4 月 1 日施行ほか]

## **議案第 8号 鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部改正について**

(子ども発達支援課)

障害児通所支援事業の人員等の基準を定めるに当たって参酌等をすべき国の基準の一部が改正され、一定の要件を満たす指定小規模多機能型居宅介護事業者が障害児に対し通いサービスを提供するときは、基準該当通所支援事業の基準を満たしているものとされたことに伴い、所要の改正を行うものである。

[公布施行]

## **議案第 9号 鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正について (医療指導課)**

薬事法の一部が改正され、薬事法による立入調査等の権限が拡大されたことに伴い、条例による立入調査等の権限について、所要の改正を行うものである。

(概要)

- ①知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、大臣指定薬物若しくは知事指定薬物又はこれらに該当する疑いがある物を、試験のため必要な最少分量に限り、収去させることができることとし、収去を拒み、妨げ、若しくは忌避した者に対しては、20万円以下の罰金に処する。
- ②薬事法により立入調査等を行うことができる場合を条例による立入調査等の対象から除く等の所要の規定の整備を行う。

[公布施行]

## **議案第 10号 鳥取県企業立地等事業助成条例の一部改正について (立地戦略課)**

県内における企業立地の促進及び雇用機会の拡大を図り、もって県内経済の活性化に資するため、中長期的に市場の拡大が見込まれ、開発から完成までに相当の期間を要する機器等の製造業への補助率を引き上げる等所要の改正を行うものである。

(概要)

- ①中長期的に市場の拡大が見込まれ、開発から完成までに相当の期間を要する機器等の製造業に属する事業であって、知事が要綱で定めるもの(以下「特定製造業」という。)に対する企業立地事業補助金の補助率を100分の30(現行 投下固定資産額20億円まで100分の10、20億円超100分の15)に引き上げる。
- ②特定製造業を情報通信関連雇用事業補助金の補助対象に加える。

[公布施行]

## **議案第 11号 とっとりバイオフィロントピアの設置及び管理に関する条例の一部改正について**

(経済産業総室)

平成25年度末に指定管理者による管理の期間が満了するとっとりバイオフィロントピアについて、次期の指定管理者の指定のため、所要の改正を行うものである。

(概要)

- ・指定管理者の管理の期間 5年間(現行 3年間)

[公布施行]

## **議案第 12号 鳥取県流水占用料等徴収条例の一部改正について (河川課)**

河川法の一部が改正され、従属発電のための流水の占用について、許可に代えて登録で足りるとされたことに伴い所要の改正を行うものである。

[水防法及び河川法の一部を改正する法律の施行日に施行]

**議案第 1 3 号 鳥取県延滞金徴収条例及び鳥取県道路占用料徴収条例の一部改正について（会計指導課）**

地方税法の一部が改正され、地方税に係る延滞金の割合の特例が見直されたことに伴い、分担金等及び占用料等に係る延滞金の割合を改めるものである。なお、所要の経過措置を講ずるものとする。  
 (概 要)

①鳥取県延滞金徴収条例の一部改正

- ・延滞金の割合を次のとおり見直す。

| 区分                       | 現 行     |                           |        | 改正後     |  |        |
|--------------------------|---------|---------------------------|--------|---------|--|--------|
|                          | 本則      | 特例                        | 参考※ 1  | 本則      | 特例   | 参考※ 2  |
| 督促状に指定した期日までの期間          | 年 7.25% | 商業手形の基準割引率に年 4%の割合を加算した割合 | 年 4.3% | 年 7.3%  | 貸出約定平均金利に年 1%の割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）に年 1%の割合を加算した割合 | 年 3.0% |
| 督促状に指定した期日の翌日から納付の日までの期間 | 年 14.5% | —                         | —      | 年 14.6% | 特例基準割合に年 7.3%の割合を加算した割合                                | 年 9.3% |

※ 1 平成 25 年度中において適用される割合

※ 2 貸出約定平均金利の年平均を 1%と仮定した場合

②鳥取県道路占用料徴収条例の一部改正

- ・延滞金の割合の特例を次のとおり見直す。

| 区分                       | 現 行                       |        | 改正後                      |         |
|--------------------------|---------------------------|--------|--------------------------|---------|
|                          |                           | 参考※ 1  |                          | 参考※ 2   |
| 督促状に指定した期日までの期間          | 商業手形の基準割引率に年 4%の割合を加算した割合 | 年 4.3% | 特例基準割合に年 1%の割合を加算した割合    | 年 3.0%  |
| 督促状に指定した期日の翌日から納付の日までの期間 | —                         | —      | 特例基準割合に年 7.25%の割合を加算した割合 | 年 9.25% |

※ 1 平成 25 年度中において適用される割合

※ 2 貸出約定平均金利の年平均を 1%と仮定した場合

- ・条例の名称を「鳥取県道路占用料等徴収条例」に改める等の所要の規定の整備を行う。

③関係条例の一部改正

- ・上記の改正に伴い、鳥取県国有地使用料徴収条例について所要の規定の整備を行う。

[平成 26 年 1 月 1 日施行]

**議案第 1 4 号 損害賠償の額の決定について（原子力安全対策課）**

損害賠償の相手方：鳥根県松江市 企業

損害賠償の要旨：県は、損害賠償金 92,100 円を損害賠償の相手方に支払う。

概 要：県が損害賠償の相手方と締結した可搬型モニタリングポストの物品売買契約の履行に当たり、県が約定の支払期限内に支払を完了せず、41日経過後に支払を完了したことにより生じた損害について、当該物品売買契約書の規定に基づき請求された遅延利息を支払うものである。

### **議案第15号 損害賠償の額の決定について（空港港湾課）**

損害賠償の相手方：国

損害賠償の要旨：県は、損害賠償金 776 円を損害賠償の相手方に支払う。

概 要：損害賠償の相手方から納入の告知があった鳥取空港航空灯火の定期検査手数料の納付に当たり、県が納付期限内に納付を完了せず、5日経過後に納付したことにより生じた損害について、国の債権の管理等に関する法律第35条第1号の規定に基づき延滞金を支払うものである。

### **議案第16号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（警察本部監察官室）**

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 113,090 円を和解の相手方に支払う。

概 要：平成 25 年 6 月 11 日、鳥取警察署の職員が、交通指導取締り中、和解の相手方が所有する普通貨物自動車の停止を求めため停止旗を差し出したところ、同車両に接触し、同車両が破損したものである。

### **議案第17号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（教育環境課）**

和解の相手方：神戸市 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 90,863 円を和解の相手方に支払う。

概 要：平成 25 年 7 月 12 日、鳥取県立境港総合技術高等学校の職員が、公務のため海洋練習船を利用した航海実習中、岸壁接岸のため船尾端から岸壁側に向かって投げたヒービングラインが岸壁側道に駐車してあった和解の相手方使用の小型乗用自動車に衝突し、同車両が破損したものである。

### **議案第18～23号 公の施設の指定管理者の指定について（家庭・地域教育課、スポーツ健康教育課）**

公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

| 議案番号 | 施設名             | 指定方法 | 指定管理者となる団体      |
|------|-----------------|------|-----------------|
| 18   | 生涯学習センター        | 公募   | 公益財団法人鳥取県教育文化財団 |
| 19   | 鳥取産業体育館・鳥取屋内プール | 公募   | 公益財団法人鳥取県体育協会   |
| 20   | ライフル射撃場         | 公募   | 鳥取県ライフル射撃協会     |
| 21   | 武道館             | 指名   | 公益財団法人鳥取県体育協会   |
| 22   | 倉吉体育文化会館        | 公募   | 公益財団法人鳥取県体育協会   |
| 23   | 米子産業体育館         | 公募   | 公益財団法人鳥取県体育協会   |

### **議案第24号 平成24年度鳥取県営電気事業会計及び鳥取県営埋立事業会計未処分利益剰余金の処分並びに平成24年度鳥取県営企業決算の認定について（企業局経営企画課）**

### **議案第25号 平成24年度鳥取県営病院事業決算の認定について（病院局総務課）**

# 報 告 事 項

## 報告第 1号 平成24年度鳥取県営病院事業会計継続費精算報告書について（病院局総務課）

| 事業名                | 年度      | 精算額（円）      |
|--------------------|---------|-------------|
| 厚生病院放射線治療装置建屋整備事業費 | 23～24年度 | 269,279,850 |

## 報告第 2号 議会の委任による専決処分の報告について

### （1）国営土地改良事業特別徴収金徴収条例の一部改正について（平成25年6月28日専決） （農地・水保全課）

土地改良法施行令の一部改正に伴い、条例中引用している同令の条項の改正を行うものである。

[公布施行]

### （2）損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成25年7月2日専決）（道路企画課）

和解の相手方：甲 鳥根県松江市 個人  
乙 米子市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 10,973 円を甲に、39,281 円を乙にそれぞれ支払う。（県過失 7 割）

事故の概要：平成 25 年 4 月 14 日、和解の相手方がそれぞれ一般国道 431 号を軽乗用自動車又は普通乗用自動車で行中、路面の陥没した部分にはまり、それぞれの車両が破損したものである。

### （3）鳥取県情報公開条例等の一部改正について（平成25年7月22日専決）（県民課）

特例民法法人が公益社団法人若しくは公益財団法人又は一般財団法人に移行したことに伴い、以下に掲げる条例について、特例民法法人の名称を改めるものである。

（改正する条例）

- ・鳥取県情報公開条例
- ・職員の給与に関する条例
- ・鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例
- ・鳥取県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例

[公布施行]

### （4）損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成25年7月24日専決） （森林づくり推進課）

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 3,423 円（県過失 1 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 25 年 4 月 10 日、森林づくり推進課の職員が、公務のため軽貨物自動車で行中、二車線道路の中央側車線を走行中、外側車線から中央側車線に車線変更してきた和解の相手方所有の軽乗用自動車と接触し、同車両が破損したものである。

**(5) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成25年7月25日専決）**

**（警察本部監察官室）**

和解の相手方：島根県雲南市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 295,585 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 25 年 1 月 2 日、黒坂警察署の職員が、公務のため普通乗用自動車を運転中、一旦通過した右方道路へ右折しようとして後退した際、後方の安全確認が不十分であったため、後方で停止していた和解の相手方所有の軽乗用自動車に衝突し、同車両が破損したものである。

**(6) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成25年7月25日専決）**

**（警察本部監察官室）**

和解の相手方：鳥取市 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 100,328 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 25 年 2 月 3 日、鳥取警察署の職員が、公務のため普通特種自動車（パトカー）を運転中、タクシー乗降場で後退した際、後方の安全確認が不十分であったため、後方で停止していた和解の相手方所有の小型乗用自動車に衝突し、同車両が破損したものである。

**(7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成25年7月25日専決）**

**（警察本部監察官室）**

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 13,951 円（県過失 1 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 25 年 3 月 18 日、警察本部交通部交通規制課の職員が、公務のため小型貨物自動車片側二車線道路の外側車線を走行中、中央側車線から外側車線に車線変更してきた和解の相手方所有の軽乗用自動車と接触し、双方の車両が破損したものである。

**(8) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成25年8月2日専決）（県土総務課）**

和解の相手方：甲 福岡市 企業

乙 名古屋市 企業

丙 鳥取市 個人

和解の要旨：県は、物的損害に対する損害賠償金 1,020,128 円を甲に、481,945 円を乙に、人身損害に対する損害賠償金 33,010 円を丙にそれぞれ支払う。（県過失 10 割）

事故の概要：平成 25 年 4 月 24 日、鳥取県土整備事務所の職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、前方の注意を怠ったため、前方で左折しようとして停車していた車両への追突を避けようとして対向車線に進出したところ、対向車線を走行中の和解の相手方甲所有の普通乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損した。

また、双方の車両が衝突したはずみで、当該普通乗用自動車が、和解の相手方丙が運転する和解の相手方乙所有の小型乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損するとともに、和解の相手方丙が負傷したものである。

**(9) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成25年8月22日専決）（県土総務課）**

和解の相手方：三朝町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 79,909 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成25年4月22日、中部総合事務所の職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、駐車場で後退した際、駐車していた和解の相手方所有の軽貨物自動車に接触し、双方の車両が破損したものである。

**(10) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成25年8月22日専決）（県土総務課）**

和解の相手方：甲 鳥取市 個人  
乙 鳥取市 個人  
丙 鳥根県松江市 企業

和解の要旨：県は、物的損害に対する損害賠償金363,518円を甲に、483,155円を丙に、人身損害に対する損害賠償金240,412円を乙にそれぞれ支払う。（県過失10割）

事故の概要：平成25年5月31日、鳥取県土整備事務所の職員が、公務のため、賃貸借契約により和解の相手方丙から借り受けている軽貨物自動車を運転中、前方の注意を怠ったため、和解の相手方乙が運転する和解の相手方甲所有の軽乗用自動車に追突し、双方の車両が破損するとともに、和解の相手方乙が負傷したものである。

**(11) 職員の退職手当に関する条例の一部改正について（平成25年8月25日専決）（人事企画課）**

地方公務員等共済組合法及び地方独立行政法人法の一部改正に伴い、条例中引用している同法の条項の改正等を行うものである。

[公布施行ほか]

**(12) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成25年8月25日専決）**

**（環境立県推進課）**

和解の相手方：米子市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金118,826円（県過失8割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成25年6月21日、西部総合事務所の職員が、公務のため軽乗用自動車で片側二車線道路の中央側車線を走行中、外側車線に車線変更した際、外側車線を直進していた和解の相手方所有の軽乗用自動車に接触し、双方の車両が破損したものである。

**(13) 鳥取県営住宅の明渡し等の請求に係る和解について（平成25年8月26日専決）（住宅政策課）**

和解の相手方：甲 県営住宅の入居者1名  
乙 甲の連帯保証人1名

和解の要旨：・県は、和解の相手方甲に対してなした県営住宅に係る賃貸借契約解除の意思表示を撤回し、和解の相手方甲が当該賃貸借契約に基づく賃借権を有することを確認する。

- ・県及び和解の相手方は、和解の相手方甲が平成25年7月分までの未払家賃338,400円を県に支払済みであることを確認する。
- ・その他、今後の家賃未納時の取り扱い、損害賠償金の支払に係る取り扱い等について取り決める。

**(14) 鳥取県営住宅の明渡し等の請求に係る和解について（平成25年8月26日専決）（住宅政策課）**

和解の相手方：県営住宅の入居者1名

和解の要旨：・県は、和解の相手方に対してなした県営住宅に係る賃貸借契約解除の意思表示を撤回し、和解の相手方が当該賃貸借契約に基づく賃借権を有することを確認する。

- ・県は、和解の相手方に対してなした駐車場使用許可取消しの意思表示を撤回し、和解の相手方が当該駐車場使用許可に基づく賃借権を有することを確認する。
- ・県及び和解の相手方は、和解の相手方が平成25年7月分までの未払家賃107,800円及び未払駐車場使用料15,400円を県に支払済みであることを確認する。
- ・その他、今後の家賃及び駐車場使用料未納時の取り扱い、損害賠償金の支払に係る取り扱い等について取り決める。



**(15) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成25年8月28日専決）**

**（青少年・家庭課）**

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 69,153 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 25 年 6 月 11 日、福祉相談センターの敷地内公園において、児童と職員がプレイセラピーの一環としてサッカーボールで遊んでいたところ、児童の蹴ったボールが公園の柵を越え、隣接する駐車場に駐車してあった和解の相手方使用の小型乗用自動車に当たり、同車両が破損したものである。

**(16) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成25年8月30日専決）**

**（警察本部監察官室）**

和解の相手方：鳥取市 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 20,000 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 25 年 1 月 18 日、警察本部警備部警衛対策課の職員が、公務のため賃貸借契約により和解の相手方から借り受けている普通乗用自動車を運転中、道路路肩に停車した際、後方からトラックが追走してきたことから、追い越しをさせるため、普通乗用自動車を更に左側に寄せたところ道路上の雪塊に接触し、同車両が破損したものである。

**(17) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成25年8月30日専決）**

**（警察本部監察官室）**

和解の相手方：鳥取市 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 20,000 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 25 年 5 月 23 日、警察本部警備部警備第二課兼鳥取警察署の職員が、公務のため賃貸借契約により和解の相手方から借り受けている普通乗合自動車を運転中、交差点に進出した際、進路前方の信号が赤表示に変わったため、停止線付近まで後退したところ、後方に停止中の軽乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

**(18) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成25年8月30日専決）**

**（警察本部監察官室）**

和解の相手方：鳥取市 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 20,000 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 25 年 5 月 28 日、警察本部警務部会計課の職員が、公務のため賃貸借契約により和解の相手方から借り受けている小型乗用自動車を運転中、交差点を左折する際、道路左側の歩道縁石に衝突し、同車両が破損したものである。

**報告第 3号 公立大学法人鳥取環境大学の業務の実績に関する評価について（教育・学術振興課）**

地方独立行政法人法第 28 条第 5 項の規定により、公立大学法人鳥取環境大学の平成 24 年度における業務の実績に関する評価について報告する。

**報告第 4号 地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業務の実績に関する評価について**

**（経済産業総室）**

地方独立行政法人法第 28 条第 5 項の規定により、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの平成 24 年度における業務の実績に関する評価について報告する。

**報告第 5号 法人の経営状況について**

智頭急行株式会社 ほか 3 4 法人

**報告第 6号 鳥取県出資法人等における給与等の状況について**

智頭急行株式会社 ほか 3 3 法人

**報告第 7号 長期継続契約の締結状況について**

件 数      新規 15 件